8.8　申請書には、現在又は過去の治療目的使用に係る除外措置の申請、当該申請を行った機関、当該機関の決定及び再審査又は不服申立てに関する他の機関の決定を記載する。

8.9　申請書には、包括的な病歴並びに当該申請に関連するすべての検査結果、試験所の調査結果及び画像検査の結果を添付する。診断及び治療に関係する主張並びに有効期間に関係する主張は、世界ドーピング防止機構による「治療目的に係る除外措置委員会の決定を支える医学的情報」を指針とすべきである。

8.10　ドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置委員会が承認の前に追加的に要求する関連する調査、検査又は画像検査は、申請者の費用負担によって行う。

8.10の規定に関する注釈　申請者が所属する国内の競技連盟は、場合により、この費用を支払うことを選択することができる。

8.11　申請書には、適切な資格を有する医師による報告であって、競技者の治療における禁止される物質又は禁止される方法の必要性を証明し、及び使用が認められている代替薬をこの疾患の治療において用いることができない理由又は用いることができなかった理由を記述したものを添付する。

8.12　申請書には、治療目的使用に係る除外措置を求める禁止される物質又は禁止される方法について、その物質の名称又はその投与の方法、用量、頻度、経路若しくは期間を記載する。変更がある場合には、新規の申請書を提出する。

8.13　通常の場合には、治療目的使用に係る除外措置委員会は、関係するすべての書類の受領の後三十日以内に決定を行うべきであり、また、その決定は、関係するドーピング防止機関により競技者に対して書面により伝達される。治療目的使用に係る除外措置の申請書が競技会前の合理的な期間内に提出された場合には、治療目的使用に係る除外措置委員会は、当該競技会の開始前に治療目的使用に係る除外措置の手続を終了させるため最善の努力を払うべきである。

8.13の規定に関する注釈　ドーピング防止機関が、競技者の治療目的使用に係る除外措置の申請に対し、合理的な期間内に対応することができない場合には、競技者は、申請が非承認となった場合と同様に、世界ドーピング防止機構による再審査を求めることができる。

9.0　使用の申告

9.1　禁止表には、使用の申告が要求される物質又は方法が既に存在しないため、使用の申告を行う必要はない。

10.0　治療目的使用に係る除外措置を許与する決定の世界ドーピング防止機構による再審査

10.1　世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者、7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者又は国内のドーピング防止機関の検査対象者登録リストに掲げられている競技者に対する治療目的使用に係る除外措置の許与について、いつでも再審査を行うことができる。7.1及び7.2の規定に従い提出される情報に加え、世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、8.10に規定する追加的な検査を含む追加的な情報を競技者に求めることができる。治療目的使用に係る除外措置を許与する決定が世界ドーピング防止機構による再審査において取り消された場合には、その取消しは、遡及して適用されてはならず、かつ、治療目的使用に係る除外措置が許与されていた期間における当該競技者の成績は、失効しない。当該取消しは、競技者に対する決定の通告の後十四日以内に効力を生ずる。

10.2　国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられている競技者、7.1(b)に規定する国際的な競技会に参加する競技者又は国内のドーピング防止機関の検査対象者登録リストに掲げられている競技者は、治療目的使用に係る除外措置の非承認の決定について、世界ドーピング防止機構に対し当該非承認の日の後二十一日以内に書面による要請を行うことにより、世界ドーピング防止機構による再審査を請求することができる。そのような再審査の請求を行う競技者は、世界ドーピング防止機構が定める申請手数料を支払うものとし、世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会に対し、治療目的使用に係る除外措置の申請に関連してドーピング防止機関に提出したすべての情報の写しを提出する。世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、治療目的使用に係る除外措置を非承認としたドーピング防止機関が入手した書類に基づいて請求を審査するが、明確化のために、8.10に規定する追加的な検査を含む追加的な情報を競技者に求めることができる。当初の治療目的使用に係る除外措置の非承認は、世界ドーピング防止機構による再審査の手続が終了するまで引き続き効力を有する。世界ドーピング防止機構が治療目的使用に係る除外措置の非承認を取り消す場合には、当該治療目的使用に係る除外措置は、世界ドーピング防止機構の決定に定める条件に従い、直ちに効力を生ずる。

10.3　ドーピング防止機関の治療目的使用に係る除外措置の決定を確認し、又は取り消す世界ドーピング防止機構の決定については、規範13の規定に従ってスポーツに関する仲裁裁判所に上訴をすることができる。

11.0　従前に許与された略式の治療目的使用に係る除外措置

11.1　従前に許与された略式の治療目的使用に係る除外措置であって、既に有効期間が満了し、又は取り消されたもの以外のすべてのものについては、二千九年十二月三十一日にその有効期間が満了する。

○財務省告示第四百十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
六五	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第七二〇二・一一号又は第七二〇二・一九号に掲げる物品	インド

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年十一月